

道路交通の安全に関係の深い台風、大雨、大雪、霧、地震、火山噴火等について、観測データや予報、警報等の適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努める。また、これらの情報内容の充実及び効果的な利用のため、静止気象衛星システム、軌道気象衛星の利用体制、気象レーダー観測網、地域気象観測網、気象資料伝送網、大・中・小地震観測網、東海地震予知等のための地震常時監視体制、火山観測業務など、予報、観測、通信等の各業務体制の充実強化を図るとともに、講習会等により気象知識の普及に努める。

4 車両の安全性の確保

(1) 車両の安全性に関する基準・規格の改善の推進

ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等

車両の安全基準については、交通事故状況、自動車技術の進歩等の自動車を取り巻く環境の変化を踏まえ、総合的な観点から見直しを行う。このため、運輸技術審議会において、夜間走行時における被視認性、高速走行時における制動性能、衝突時の乗員保護性能等の向上など、事故回避対策、被害軽減対策等について審議を行い、今後の拡充強化方針を策定する。

策定後においては定められた方針を実現すべく、基準の国際的調和等社会情勢を勘案しつつ、道路運送車両法（昭和26年法

律第 185 号) に基づく道路運送車両の保安基準の拡充強化を中心とした施策の推進に努める。

また、制動時の自動車の不安定な挙動を防止することを目的として開発されたアンチロックブレーキシステムの装着、後部への大型反射器の装備及び後部突入防止装置の改善を大型車に義務付ける。

イ 安全性の一層の向上を図った車両の開発、普及等

(ア) 従来の自動車技術による安全対策に加え、電子制御技術を応用して自動車を高知能化することにより適切な安全操作を行うことができる先進安全自動車 (ASV) を開発し、この評価を通じて安全に関する技術開発の促進を図る。

(イ) 自動車の構造・装置の高度化・複雑化、使用者の多様化等に対応するため、自動車の技術安全情報の提供を行い、使用形態等に適応したより安全な自動車の普及拡大等を推進する。

(ウ) 自動車製造事業者に対しては、自動車の構造・装置の安全性に係る研究開発を強化するとともに、エアバッグ、後席 3 点式シートベルト、アンチロックブレーキシステム等の安全性の一層の向上に係る装置を備えた車両を使用者の要望に応じて提供し得る体制を整備することについて指導する。

ウ 車両の安全性に関する日本工業規格の整備等

車両の安全性に関する日本工業規格については、車両の走行

上の安全、乗員の安全等に重点を置き、道路条件、生産技術、人間工学等の各方面から十分な検討を加えるとともに、国際的な基準・規格の整備活動との調和を図りつつ、交通事故防止に寄与するよう、その整備に努める。

また、日本工業規格の厳正な適用を確保するための方策として、車両の装置、設備等を製造する日本工業規格表示許可工場に対する指導監督を徹底し、車両の安全性の確保を図る。

(2) 自動車の検査及び整備の充実

ア 自動車の検査体制の充実

道路運送車両法に基づく自動車の新規検査、継続検査、構造等変更検査等の確実な実施を図るため、検査体制の整備を推進するとともに、指定自動車整備事業制度の適正な運用を図るための事業者に対する指導監督を強化する。また、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査の一層の効率化を図るとともに、検査体制の充実強化を図る。

イ 型式指定制度の充実

車両の構造に起因する事故の発生を防止するため、新型式自動車の安全性の審査に要する設備の充実等審査体制の一層の充実を図る。

また、自動車製造事業者に対する自動車の安全性の確保等に

関する指導監督の徹底に努める。

ウ 自動車整備の充実

(ア) 定期点検整備の促進

整備不良車両の運行を防止し、自動車事故の低減を図るため、自動車関係団体の協力の下に「定期点検整備促進運動」を全国的に展開するなど、点検整備の確実な実施についての自動車使用者に対する広報活動等を積極的に推進することにより、事故の未然防止に係る使用者の意識の高揚を図る。また、自動車運送事業者等の保有する事業用車両の安全性を確保するため、点検・整備実施者に対しても、監査、研修等あらゆる機会をとらえ、その確実な実施を指導する。

(イ) 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼす等社会的問題となっている暴走族による不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を行うことにより、不正改造防止について、自動車使用者及び自動車関係事業者等の認識を高める。

(ウ) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

近年の電子機器、新素材等新技術を採用した自動車の出現、

自動車使用者の要望の多様化等，急激な車社会の環境の変化に伴い，自動車を適切に維持管理し，安全の確保及び公害の防止を図るためには，自動車整備事業がこれらの変化に対応していく必要がある。

このような状況から，実態調査等を通じ新技術の導入動向や整備業の現状について把握し，今後の整備業の在り方等を検討するとともに，自動車使用者に対する保守管理意識の向上について，啓発指導を一層推進する。

また，新技術への対応に併せて，自動車分解整備事業者に対し，近代化計画に基づく構造改善計画の一層の推進について指導する。

(3) 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保するため，自転車に関する日本工業規格の整備等により必要な品質の規格・基準を整備するとともに，自転車の組立整備技術の向上，点検整備の確保を目的とした自転車組立整備士制度及び自転車安全整備制度の拡充を図る。また，T S マーク保険制度及び S G マーク制度の普及に努める。

さらに，関係団体の活動，交通安全に関する教育及び広報活動等を通じて，自転車利用者に対して，前記の規格・基準に適合した自転車を利用し，定期的に自転車安全整備店において点検整備を受けるよう呼び掛けるなど安全意識及び点検整備意識の徹底を

図るとともに、児童生徒が利用する自転車の点検整備について、引き続き、自転車産業振興協会等の関係団体の積極的な協力を求めていくものとする。

5 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導取締りの強化等

ア 一般道路における指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに幹線道路における重大事故の防止に重点を置いて、指導取締りを効果的に推進する。このため、交通の指導取締り体制を充実し、歩行者等の保護誘導活動の推進、歩行者等を脅かす違反行為の取締り、幹線道路における交通秩序維持のための街頭監視、無免許運転、酒酔い運転、著しい速度超過、過積載、放置駐車違反等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの強化を図る。

なお、過積載、過労運転等事業活動に関してなされた違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限処分を行い、この種の違反の防止を図る。

イ 高速道路における指導取締りの強化等

高速道路においては、重大な違反行為はもちろんのこと軽微